

盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

平成 18 年 3 月 28 日
総 務 部

1 提案理由

国及び県の例に準じ、退職手当の額の計算方法を改めようとするものである。

2 改正の概要

① 退職手当額の計算方法の変更について

退職手当額の計算方法を、国及び県の例に準じ、退職手当の「基本額」に「調整額」を加えて得た額とするよう改める。

なお、「基本額」の算定の基礎となる給料月額は、今回の給料表の切替により平均 4.8%（中高年齢層は約 7%）の引き下げとなることから、退職手当の水準は概ね現行水準と同程度となるものである。

（現 行）

$$\text{退職手当} = \text{退職日給料月額} \times \text{退職理由別・勤続年数別支給率}$$

（改正案）

$$\text{退職手当} = \text{基本額（退職日給料月額} \times \text{退職理由別・勤続年数別支給率）} + \text{調整額}$$

※ 調整額：勤続年数に貢献度を勘案する部分として、退職前 5 年間分の職責に応じて算定する額。

② 支給率の見直しについて

中期勤続者の支給率の見直しを行うなど、支給率カーブのフラット化を図る。

③ 育児休業期間の特例について

退職手当額の計算の基礎となる勤続期間に育児休業期間がある場合は、当該育児休業に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間について、勤続期間からその月数の 3 分の 1 を除算する。（現行は 2 分の 1 を除算）

3 施行期日等

平成 18 年 4 月 1 日。

ただし、退職手当額の計算方法の変更等については、新制度への移行を円滑に行うため、所要の経過措置を講ずる。